

第95号
 秦野市民生委員児童委員協議会
 発行人 熊澤道子
 編集 広報部
 連絡先
 〒257-0054
 秦野市緑町16番3号
 TEL 0463 (84) 7711

介護保険制度の基礎知識

介護サービス利用のときに、知っておくべき

介護保険制度の仕組み

秦野市役所福祉部 高齢介護課

「私はまだ元気だから関係ない」とか、「両親はまだ健康だから大丈夫」と思っている、急な病気や怪我などで、思いがけず、ご自身や身近な人が、介護が必要な状態となるかもしれません。

介護が必要になれば、介護する方の身体的負担はもちろんのこと、介護サービスを利用する際の費用などの金銭的負担も心配になるでしょう。そこで、介護が必要となっても、安心して暮らしていけるように、平成12年4月から、「介護保険制度」がスタートしました。

もしものときに困らないために、介護保険制度について知っておきましょう。

介護保険を利用するまで

介護保険では65歳以上の方を「第1号被保険者」、10歳～64歳までの方を「第2号被保険者」と言います。

両者は、保険料の納め方や介護サービスを利用するための介護認定申請の条件などが異なります。

介護サービスを利用するまでの流れは、下の図のとおりです。

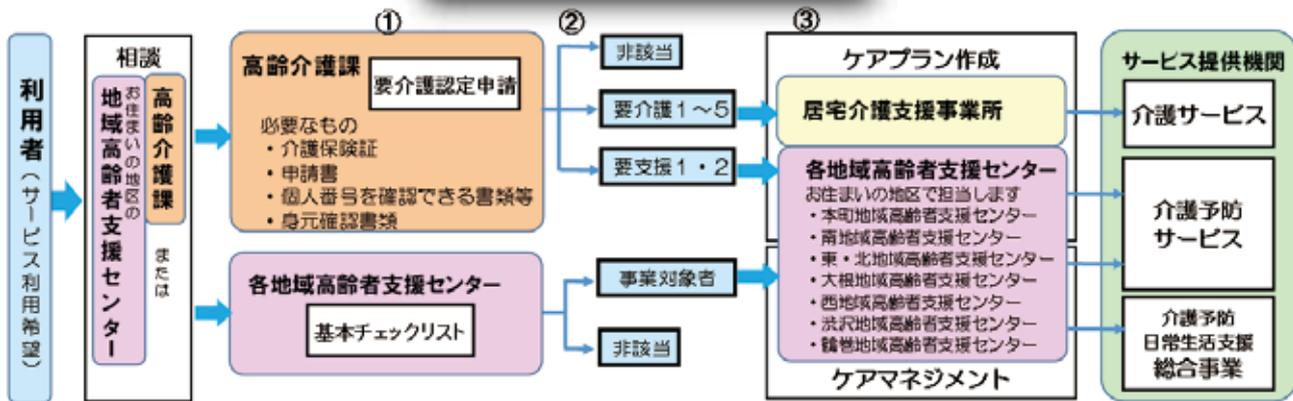
① 要介護（要支援）認定申請

市の窓口で、本人またはご家族が申請します。申請はお近くの高齢者支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに頼むこともできます。

② 要介護認定

介護が必要かどうか、必要な場合は状態に応じた介護の区分（要介護状況区分）を決定します。

介護サービス利用までの流れ



そのために、ご自宅を訪問して聞き取りなどをする「認定調査」と主治医の意見を記入した「主治医意見書」に基づき、保険・医療・福祉の学識経験者で構成された「介護認定審査会」で、審査判定を行います。

心身の状況に応じ、要支援1～2と要介護1～5の7段階の要介護状態区分に認定します。この区分によって、利用できる介護サービスの種類や限度額が異なります。

③ 介護サービスの利用

快適に自立した生活が送れるように、介護サービスの種類や回数などの組み合わせを考えて作成された「ケアプラン（サービス利用計画書）」に基づき、在宅でのサービスまたは施設入所のサービスが利用できます。ただし、所得に応じ、原則1～3割の自己負担があります。

ケアプランの作成は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成します。

65歳以上の要支援1・2相当の方が地域高齢者支援センターで「基本チェックリスト」を受け、総合事業対象者として判断された場合には、総合事業の訪問介護または通所介護が利用できます。

非該当となった場合でも、介護サービスではない「一般介護予防事業」の利用はできます。

秦野市の介護保険の利用状況

介護保険が開始された平成12年の高齢化率は13%程度でしたが、平成30年12月末現在の高齢化率は29%となっており3・4人に1人が65歳以上の高齢者です。

要介護認定者数6660人のうち、高齢者は6483人で、高齢者全体の13・8%います。つまり、高齢者の7・2人に1人が要介護認定を受けて、何らかの介護サービスを利用している可能性があります。

介護保険で負担する介護サービスにかかる費用（介護給付費）は、平成12年度は約31億3千万円でしたが、平成29年度には、約102億7千万円になり、今後も年々増加することが見込まれます。

介護給付費の財源は、国や県、市が負担する分もありますが、基本的には、第1号被保険者（65歳以上の方）と、第2号被保険者（40歳～64歳までの方）が納める介護保険料で成り立ちます。

第1号被保険者は、原則として年6回ある年金の定期支払いの際に、その受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。第2号被保険者は、加入している健康保険組合等を通じて介護保険料を納めていただいています。

健康寿命を伸ばす取り組みを

「健康寿命」という言葉をご存知ですか？医療や介護に頼らず、健康な状態で日常生活を送れる期間のことを言います。

秦野市では、健康寿命を延ばす取り組みとして、次のような事業を実施しています。

◆介護予防教室

公民館などで介護予防に関する様々なプログラムを実施しています。

◆出前講座

介護予防（運動・栄養・口腔など）の講師を派遣しています。

◆いきがい型デイサービス

住民ボランティアが運営する週に1回のデイサービスです。

◆はだのさわやか体操

3か月以上週1～2回市民体操である「はだのさわやか体操」を継続して実施する団体にリハビリ専門職を派遣し、体力測定や指導を行います。日ごろから介護予防と健康づくりに取り組むことが、元気な老後を過ごすことにつながります。皆さんも、いつまでも生き生きと自立した生活を過ごすことを目指してみませんか。

ニュースパークを見学

広報部

広報部は、昨年7月20日に、研修の一環として、横浜市日本大通にあるニュースパーク（日本新聞博物館）を見学しました。

こは、大人も子どもも楽しめる「体験と交流の場」として、2年前にリニューアルオープンしました。パソコンでの新聞づくりや、出来上がった新聞を元記者にレクチャーしてもらったり、ワークシートをもとに常設展示を学ぶといった体験プログラムがありました。

3階の常設展示では、新聞の歴史とその役割を、6つのコーナーに分け、タッチパネル式のモニター等をふんだんに取り入れて紹介していました。

コレクションギャラリーでは、幕末のかわら版や明治期の新聞の他、当時の報道機材や記事・写真の運搬に使われた伝書鳩等の貴重な資料が展示されていました。そして中央には、明治期のマリノニ型輪転機がどっしりとした存在感で設置されていました。この輪転機の出現により、新聞が速く大量に印刷できるようになったことや、日本の新聞が報道新聞へと移行していったこと等を興味深く見学しました。



情報の海のコーナーでは、紀元前から現在までの情報タイムトンネルの中で、現代社会がいかに情報量が爆発的に増えているかを体験しました。ここでは、メディアが発信する情報も、視点が異なると表現が変わることを紹介しており、情報を見極めることの大切さを学びました。新聞が届くまでのコーナーでは、真実を届ける新聞の役割を始め、取材・編集における情報の確認の大切さや、分かりやすく伝える工夫等が紹介されました。特に、記事を書く時の心得の内容は「まなざし」の送り手として大いに参考になるものでした。

今回の研修を、これからの広報紙づくりに生かしていきたいと思えます。

地区活動だより・事例報告

3民児協合同研修会

広畑民児協

いわき市平地区の民児協を訪問して鶴巻民児協

鶴巻民児協では、研修旅行として、昨年 月 日、福島県いわき市平地区第8方郡民生委員児童委員協議会を訪問しました。

今回の研修は、私どもの定例会などで「県外の民児委員と意見交換会を行ってみたい」などの意見があり、震災後7年経ってもまだまだ問題があるとの情報等から、この地域の民児協を選定し実施しました。

先ず、第8方郡民児協会長から、地域の環境等について説明があり、この地域は、最も沿岸部にある地域で、近くに「塩屋崎岬」や、「真つ白な鳴き砂」で有名な地域とのことでした。

そして、この地区を民児委員8名、主任児童委員2名が担当し、活動を行っ



ているとのことでした。震災当日(2011年3月 日)は、地区民児協定例会当日であり、その会議終了後、地震の発生に伴い、2名の民児委員の方が、高齢者方等を見守り中、亡くなられているそうです。また、地域では約 世帯中 世帯が被災し、名の方々が亡くなられたとのことでした。

次に、副会長から、動画・写真パネルなどで「震災状況」や「復興状況」の説明がありました。

そして現在も、民児委員が、災害公営住宅に居住しながら見守り活動等を行っているとのことでした。

それに、ある保育園では、震災の前日、たまたま「避難訓練」を行っていたことなどで、園児らの避難行動がスムーズで被害がなかったとのことですが、ただ、心のケアには、2年余りもかかったとのことでした。

また、現地では、被災後7年7か月経った今も、復興後の地区では、住民構成も経済状況も大きく変わり特に新しい住民との関係を、どのように築いていくかが課題であるとのことでした。

今回の研修では、時間の関係で掘り下げた意見交換ができませんでしたが、要支援者の安否確認等多々考えさせられました。

今後、他地区民児協の方々とも意

見交換会を行い、より充実した活動を推進したいと思っております。未就園児らとのジャガイモ植え付け活動について

大根民児協

私どもは、数年前から年間行事である「地域未就園児のふれあい体験活動」の一環としてジャガイモの植え付け・収穫活動を行っております。

これまでは、地域協力者の畑を使用しておりましたが、諸般の事情によ

「ひよこサロンしぶさわ」

渋沢民児協

り、今年から、福祉型障害児入所施設(弘済学園)の畑を使用させて頂き活動を進めることにしました。

(大人7名・子ども8名)、学

園長等4名、学園ボラン

ティア7名、

大根地域高

齢者支援セ

ンター1名、

民生委員6

名の計 名

でした。



作業は、学園農園ボランティアの方が耕し、畝に造られた穴に、学園の先生方の説明どおり親子で順次植え付けていきました。「種イモ」を、小さなバケツに入れ、掘られた穴に植えたイモを小さなシャベルで土を被せる親子作業で6畝に 個を植え付けることができました。

3歳前後の子どもの集中力は、物珍しさもあつてか、それはそれは、なかなかのものでした。尻もちをつきながら泥まみれになって、ジャガイモの植え付けに夢中な姿には、自ずと頬の緩むことも多々ありました。

作業終了後、母親たちは、畑の傍らに設置されている温室の花々に魅せられ、喜んであれこれと購入しておりました。また、「こんな施設が、身近にあることを全く知らなかつ



湧水

「鶴巻地域高齢者支援センター」の取り組み

平成27年1月より「鶴巻地域高齢者支援センター」が新設され、現在4年が経ちました。

地域高齢者支援センターでは、市からの事業委託の立場で行政と連携しながら、各地域内で生じている高齢者の暮らしにまつわる困難性に対し、拠点を地域内の身近に配置して総合相談支援・要支援者のケアプラン作成・介護予防普及啓発の事業を行っております。

鶴巻地域高齢者支援センターでは、三職種（社会福祉士3名・保健師等2名・主任介護支援専門員1名）の6名で活動しております。

当センターは、開設当初より介護老人保健施設内の一角を拠点としておりましたが、住民や民生委員などの関係者が、相談に来訪される立ち寄りやすさ等を改善する為、平成30年7月に鶴巻温泉駅（北口）近くに新設されたクリニックビルの3階（エレベーター・バリアフリー整備）に独立して設置することができないままです。

移転して半年が経過する中で、以前と比較して「クリニックに来られ



た帰りに寄られる」等含めて、来所による相談者が増加し、相談機関

として気軽に立ち寄れる設置場所の重要性を改めて実感しております。4年間の実践の中で、一人暮らし・高齢者のみの世帯で暮らす方の増加、認知機能低下により、生活の崩れが生じてきてしまう方や、家族親族の住まいが遠方で物理的に関わりが希薄になっている方など、高齢者を取り巻く状況も年々変化しています。

現在、鶴巻地域内の高齢化率も約30%となり、すでに暮らしに困難を抱えている方への支援と、これから困難が生じる可能性を抱えている方達への、予防的対応の両方を同時進行で進めていく機能が、求められています。

高齢者を支える制度も、介護保険制度を代表として、時代の流れとと

もに深化・多機能化し、秦野市で平成28年から本格的に介護予防・日常生活支援総合事業が稼働し充実を図ってまいりました。

認知症施策の推進を図る為に新たに「認知症地域支援推進員」や、地域の社会資源の整備やニーズとのマッチングを行う「生活支援コーディネーター」も支援センター内に配置し、実践を強化しています。

またフォーマルな制度活用のみならず、地域内でのお互いの助け合いの機運の高まりも、より必要となってきています。

地域内でそこに暮らす住民と、そこで活動するフォーマル・インフォーマルなサポートがお互いに協働しながら、地域の課題を「我が事」として取り組んでいく、体制づくりと実践を目指したいと思いま

す。



「まなざし」の編集活動が「県民児協だより」で紹介

平成30年9月15日発行の県民児協だより135号に、はだの民児協だより「まなざし」の編集活動が掲載されました。



編集後記

本紙がカラー印刷になってから1年になりました

興味を持って読んでもらおうには、写真の重要性が増してきたようです。そこで綺麗な野鳥の写真です。

●セイタカシギ

東南アジアとシベリアを渡る途中に日本に立ち寄り、数の少ない鳥



- 体長 37cm
- 4月
- 大根川
- 撮影 末広地区 民児委員